

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないこととする。 (第一条の二関係)

第二 教育委員会は、条例で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会にあつては六人以上の委員、町村の教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができることとする。 (第三条関係)

第三 地方公共団体の長は、委員の任命に当たつては、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならないこととする。 (第四条第四項関係)

第四 委員は、地方教育行政の運営について責任を自覚するとともに、第一の基本理念に即してその運営が行われるよう意を用いなければならないこととし、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、委員の研修等を進めることとする。 (第十一条第六項及び第四十八条第二項関係)

第五 市町村教育委員会は、その事務局に、指導主事を置くように努めなければならないこととする。 (第十九条関係)

第六 地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）又は文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができることとする。 （第二十四条の二関係）

第七 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事務などについて、教育委員会が教育長に委任することができないこととすること。 （第二十六条関係）

第八 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととすること。
点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとすること。
（第二十七条関係）

第九 都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとする。 （第二十七条の二関係）

第十 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとする。こととする。 (第三十八条関係)

第十一 教育委員会の法令違反や怠りによつて、生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、文部科学大臣は、教育委員会が講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の是正の要求を行うものとする。 (第四十九条関係)

第十二 教育委員会の法令違反や怠りによつて、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によつてはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できることとする。 (第五十条関係)

第十三 第十一及び第十二を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。 (第五十条の二関係)

第十四 市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとし、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、これに資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。 (第五十五条)

の二関係)

第十五 其他所要の改正を行うこと。

第十六 この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

第十七 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。(附則第二条関係)

第十八 この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。(附則第三条から第五条

まで関係)